

第5章 土 壤 汚 染

府では農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）及び土壤保全対策要綱（昭和46年7月策定）に基づき、昭和46年度から継続して重金属類による土壌汚染概況調査を実施している。

この調査は地域性を勘案して、土壌統群、土壌統及び土壌区により調査対象地点を決定し、水田にあってはおおむね300haに1地点の割合で30地点、畑・樹園地にあってはおおむね150haに1地点の割合で10地点の計40地点（21市町村）を選定して土壌を採取するとともに、そのうち10地点で採取した土壌の特定有害物質（カドミウム、銅及び砒素）の含有量及び土壌と同一地点で採取した農作物の可食部における特定有害物質（カドミウムに限る。）の含有量について分析したものである。

昭和55年度の調査においても特定有害物質による汚染は認められなかった（表2-5-1）。

表2-5-1 土壌環境基礎調査結果（昭和55年度）

(1) カドミウム及びその化合物

項 目		カドミウム濃度 (ppm)			計
		痕跡以上 0.4 未満	0.4 以上 1.0 未満	1.0 以上	
土 壤	水 田	3 地点	3 地点	0 地点	6 地点
	樹 園 地	4	0	0	4
農 作 物	玄 米	4	0	0	4

(2) 銅及びその化合物

項 目		銅濃度 (ppm)					計
		痕跡以上 10 未満	10 以上 20 未満	20 以上 100 未満	100 以上 125 未満	125 以上	
土 壤	水 田	4 地点	2 地点	0 地点	0 地点	0 地点	6 地点
	樹園地	3	1	0	0	0	4

(3) 砒素及びその化合物

項目		砒素濃度 (ppm)	痕跡以上 5未満	5以上 10未満	10以上 15未満	15以上	計
土壌	水田		6 地点	0 地点	0 地点	0 地点	6 地点
	樹園地		4	0	0	0	4

(注) 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律では ①カドミウムは玄米1キログラムにつき1ミリグラム以上 ②銅は水田の土壌1キログラムにつき125ミリグラム以上 ③砒素は水田の土壌1キログラムにつき15ミリグラム以上含まれる地域を農用地土壌汚染対策地域の指定要件としている。